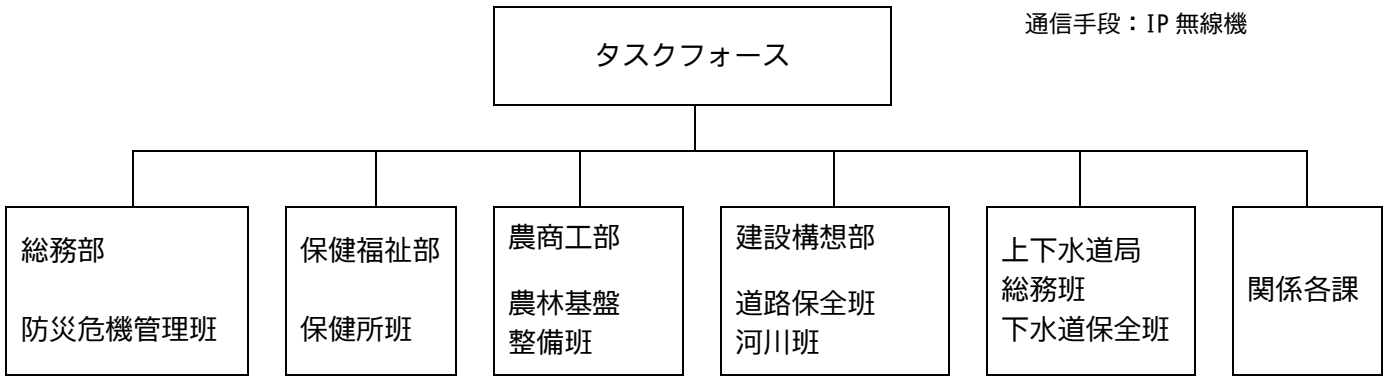
第８章　　通 信 連 絡

第8章　通 信 連 絡

第1節　通信連絡系統

1　水防時に必要な連絡系統図は、以下のとおりとする。



2　水防関係機関電話取扱所（県中建設事務所管内）

通報先	局名	番号	概要
東北地方整備局 福島河川国道事務所　郡山出張所	郡　山　024	922-6591	
陸上自衛隊郡山駐屯地	〃	㈹951-0225	内線 733,302(時間外)
県中建設事務所	〃	935-1455	
郡山警察署	〃	922-2800	
郡山北警察署	〃	992-0110	
郡山地方広域消防組合　消防本部	〃	923-8171	非（922）8004
郡山地方広域消防組合　郡山消防署	〃	923-8175	

第2節　災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3節　その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合には、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

1　福島県総合情報通信ネットワークシステム
2　IP 無線機
3　郡山市総合行政ネットワークシステム
4　消防本部消防無線
5　国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所
6　国道事務所東北地方整備局福島河川国道事務所
7　農林水産省東北農政局地方参事官（福島県拠点）

8　福島県県中地方振興局
　　福島県県中建設事務所
　　福島県県中農林事務所
9　福島県警察郡山警察署
　　福島県警察郡山北警察署
10　郡山市上下水道局
11　東日本旅客鉄道(株)郡山駅
12　ＮＴＴ東日本　福島支店
13　日本通運(株)郡山支店
14　東日本電力ネットワーク㈱郡山電力センター
15　日本放送協会福島放送局
16　株式会社郡山コミュニティ放送
17　福島交通(株)郡山支社
18　東部瓦斯(株)福島支社
19　福島さくら農業協同組合
20　各タクシー無線
21　アマチュア無線（個人の趣味で個人同士が随時無線連絡を行っているものであるが、非常の際は、連絡を依頼することができるとされているので、これが円滑に運用されるよう考慮する。）